

○香芝市集会所等整備補助金交付要綱

平成11年4月1日
要綱・通知
市民協働課

(趣旨)

第1条 市は、市民の自治意識の高揚と福祉の増進を図るため、集会、行事等地域活動に利用する施設(以下「集会所等」という。)の整備を行う自治会に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、[香芝市補助金等交付規則\(平成11年規則第6号\)](#)に定めるもののほか、[この要綱](#)の定めるところによる。

(平成15年4月1日・一部改正)

(定義)

第2条 [この要綱](#)において、[次の各号](#)に掲げる用語の意義は、[当該各号](#)に定めるところによる。

- (1) 集会所等 集会所及びその他コミュニティ活動に供する施設をいう。
- (2) 公認集会所 自治会が現に有する集会所等の内、次のいずれかに該当するものをいう。
 - イ 市(町制期を含む。)又は奈良県からの補助金を受けて建築されたもの
 - ロ [香芝市公民館条例\(昭和55年条例第7号\)第2条](#)に地区館又は分館として掲げられているもの又は掲げられていたもので、修繕費等を自治会が負担しているもの
 - ハ 自治会から公認集会所届け([別記様式](#))を市長に提出したもの
- (3) 従たる公認集会所 自治会が2以上の集会所等を有する場合において、中心となる公認集会所以外の公認集会所をいう。
- (4) 新築 公認集会所を有しない自治会が集会所等を新たに建築することをいう。
- (5) 増築 公認集会所の床面積を増やすことをいう。
- (6) 改築 公認集会所の全部又は一部を取り壊し、建築することをいう。
- (7) 大規模の修繕等 公認集会所の主要構造部の一種以上について行う過半の修繕及び模様替えをいう。

(平成15年4月1日・平成15年10月1日・平成15年12月4日・一部改正)

(補助対象及び資格面積)

第3条 補助金の交付の対象は、自治会が行う集会所等の新築、増築、改築、大規模の修繕等(以下「建築等」という。)及びこれらに係る設備備品並びに設計に要する経費(以下「補助対象事業費」という。)とする。ただし、当該事業に係る一般事務費及び土地購入費等の経費は、補助金の交付対象とはしない。

2 集会所等の新築、増築又は改築を行おうとする自治会が、公認集会所を有する場合において、補助対象となる床面積(以下「資格面積」という。)は、[次の各号](#)に掲げる算式により算出した面積(1m²未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(1) 1,000世帯以上の自治会の場合

資格面積＝495m²－公認集会所の床面積(建築等に当たって取り壊す部分があるときは、これを控除した面積とし、従たる公認集会所にあっては、その2分の1を乗じた面積を加えた面積。以下同じ。)

(2) 1,000世帯未満の自治会の場合

資格面積＝385m²－公認集会所の床面積

(平成15年4月1日・全改、平成15年10月1日・平成15年12月4日・一部改正)

(補助額)

第4条 新築、増築又は改築に係る補助対象事業費に対する補助額(以下「補助額」という。)は、[次の各号](#)に定める算式により算出した額(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。ただし、当該建築等に対して、国又は奈良県が補助金等を市に交付したときは、この補助金等の金額を加算した額とする。

(1) 建築等を行う自治会の世帯数が1,000世帯以上のとき。

補助額(千円未満切捨て)＝建築等の床面積(新築にあっては450m²、増築又は改築にあっては資格面積を上限とする。)×16万円(実施単価がこれを下回るときは、実施単価)×(1/2)

(2) 建築等を行う自治会の世帯数が1,000世帯未満のとき。

補助額(千円未満切捨て)＝建築等の床面積(新築にあっては350m²、増築又は改築にあっては資格面積を上限とする。)×16万円(実施単価がこれを下回るときは、実施単価)×(1/2)

2 大規模の修繕等を行う場合の補助額は、修繕等に要した費用から100万円を控除した金額に2分の1を乗じた金額と[次の各号](#)に掲げる算式により算出した金額のいずれか低い方の額(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(1) 1,000世帯以上の自治会の場合

補助額＝(修繕費－200万円)×(495m²/公認集会所の床面積)×(1/2)

(2) 1,000世帯未満の自治会の場合

補助額＝(修繕費－200万円)×(385m²/公認集会所の床面積)×(1/2)

3 補助対象事業費に充てるため香芝市財産区財産等取扱要綱第7条第2項の規定により香芝市地元公共事業積立基金から留保資金を取り崩した場合においては、前項の規定により算出した補助額が、補助対象事業費から取り崩した財産区留保資金を差し引いた金額(以下「不足額」という。)を超えるときは、補助額は、当該不足額を超えない金額とする。

(平成15年4月1日・全改、平成15年12月4日・平成18年4月1日・一部改正)

(交付申請書の添付書類)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書に次の各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 仕様書
- (2) 見積書
- (3) 設計図及び配置図
- (4) 現況写真
- (5) 第2条第4号並びに第5号、第6号及び第7号のうち建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく確認の申請を要するものについては、必ず建築確認の通知書

(平成15年10月1日・平成15年12月4日・一部改正)

(実績報告書の添付書類)

第6条 補助事業者は当該補助事業が完了したときは、補助事業等実績報告書に次の各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 完成後の写真

(関係書類の整備)

第7条 補助事業者は、補助事業に係る諸費の支出を明らかにした書類及び帳簿を常に整備しておかなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年12月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

別記様式(第2条関係)

(平成15年12月4日・追加)

別記様式(第2条関係)

公 認 集 会 所 届

年 月 日

香芝市長 様

自治会
会長 

下記の物件を香芝市集会所等整備補助金交付要綱第2条第2号ハの規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 物件の表示

所在地	香芝市		
構造			
階数			
延床面積		㎡(建築面積	㎡)
建築年月日	年 月 日		

2 利用形態

3 添付資料

- ・建築確認通知書
- ・平面図、断面図等
- ・その他